

認定職業訓練実施**基本奨励金**支給申請のご案内

認定職業訓練実施基本奨励金（以下、基本奨励金という。）の支給申請につきまして、下記のとおりご案内しますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

1 支給申請期限

訓練終了日の翌日から1か月以内

2 提出書類

- ・「基本奨励金支給申請時チェックリスト」により確認のうえ、最新のチェックリストを申請書の一番上に添えてご提出ください。
- ・支給申請の詳細については、事務担当者説明会で配布している『認定職業訓練実施奨励金申請の手引き』をご確認ください。

3 申請書提出先

〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階
東京労働局 職業安定部 訓練課 訓練第二係

●持参による申請は、予約制にしておりますので、お電話（03-6684-1701）でご予約のうえお越しください。

●郵送による申請は、期限までに労働局に到着するよう余裕をもって送付してください。また、個人情報保護や郵便事故対応の観点から、「簡易書留」や「レターパックプラス」等、配達が確認できる方法での送付をお願いします。

●メールによる申請を希望される場合は、申請方法を案内いたしますので、お電話（03-6684-1701）でご連絡ください。また、メール送付後は必ずお電話にて到着確認をしていただくようお願いします。

申請様式・申請時チェックリストは、下記から最新のものをダウンロードしてご使用ください。

【東京労働局ハロートレーニングホームページ】

トップページ「訓練実施機関のみなさまへ」のバナーをクリック
→「訓練実施機関のみなさまへ」



URL : https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/newpage_00201.html